

会議名 財務常任委員会

日 時 令和3年 12 月 22 日(水) 午前 11 時 50 分～午後0時 11 分

場所 第2・第3委員会室

出席議員(14 名) 委員長 黒川 武 副委員長 水野忠三 委 員 梅村 均
委 員 片岡健一郎 委 員 鬼頭博和 委 員 谷平敬子
委 員 大野慎治 委 員 宮川 隆 委 員 須藤智子
委 員 井上真砂美 委 員 関戸郁文 委 員 堀 巖
委 員 木村冬樹 委 員 梶谷規子

欠席議員 なし

説明員 総務部長 中村定秋、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 片岡和浩、消防長 岡本康弘、教育こども未来部長 長谷川忍、総務部専門監 奥井博昭
行政課長 佐野剛、同主幹 井手上豊彦、福祉課長 石川文子、同主幹 小南友彦、
子育て支援課長兼地域交流センター長 西井上剛、同統括主査 林高行

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主任 高野真理子

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第 97 号	令和3年度岩倉市一般会計補正予算(第 10 号)	全員賛成 原案可決

財務常任委員会（令和3年12月22日）

※ 機材トラブルにより、冒頭挨拶等一部音声欠落。

◎委員（大野慎治君） 特別給付金事業について、確認書等の封入封緘業務委託料が計上されておりますが、現時点において確認書はいつ頃送付する予定になっているのか、お聞かせください。

◎福祉課長（石川文子君） 現時点での想定ですけれども、1月下旬から2月にかけてのところで送付の予定となっております。

◎委員（木村冬樹君） 本会議の質疑の関連でもう少しお聞きかせいただきたいと思いますが、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に関するこの給付業務委託料ですが、実際派遣労働だもんですから、まず一つはこの委託料という名称は混乱を招くと思うんですね。要するに人材を派遣してもらうことを委託するということだもんだから、やはりそれなりの名称をつけるべきだと思います。

いわゆる委託というのは、本会議の質疑でもありましたけど、その業務を任せっきりにすることです。人材派遣というのは、その業務について、派遣先の事業所が指示、指揮命令できるというかたちになってくるもんだから、投票受付事務のところもそうなんですけど名称を委託料というかたちではなく、例えば派遣委託料だとかそういうわかるような名称にすべきではないかなと思います。その辺についての見解を教えてくださいたいと思います。

◎行政課長（佐野 剛君） 今、委員がおっしゃられたことも踏まえて、他の自治体も含めて適切な計上のほうに検討してまいりたいと思います。

◎委員（木村冬樹君） それで、派遣労働というのは、人材派遣会社のほうが利益を取らなきゃいけないもんですから、やはり直接雇用するよりも労働者にとってはいわゆるピンはねといいますかね。例えば会計年度任用職員と比較して時間給が低かったりということが起こり得るというふうに思うんですね。公務労働に関してあまりこのことを安易に活用すべきでないというふうに私は思っています。こういう急を要する場合は、やむを得ないという理解はできないわけではないですけど、その辺についての見解も教えてくださいたいと思います。

◎総務部長（中村定秋君） おっしゃる趣旨については理解は致します。ただ、状況に応じてその都度対応する必要があるというところでございますのでご理解をいただきたいと思います。

◎副委員長（水野忠三君） 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業についてお伺いをさせていただきます。本会議では子育てのほうの給

付金のほうでお聞きしましたが、まず転入・転出の際の二重給付の防止と給付漏れの防止についてはこちらのほうはどうなっているのでしょうか。

◎福祉課長（石川文子君） 非課税世帯につきましては、基準日であります令和3年12月10日時点で、住民基本台帳に記載記録をされている市町村が支給をすることとなっているため、重複受給とはなりません。

家計急変世帯につきましては、申請時に住民登録のある市町村が支給することになっているため、住所の異動がある申請者につきましては重複受給とならないよう、転入前の市町村で支給をしていないことを確認することとなっております。

◎副委員長（水野忠三君） 今の件に関連いたしまして、こちらの場合は子育てのほうの話とは若干違って、例えば別居とかDV、ドメスティックバイオレンスでの別居等への配慮なども必要になってくるかと思いますが、その点についてはどのようになっているのでしょうか。

◎福祉課長（石川文子君） DV等被害者につきましては、例えば住民票と居住地に相違がある場合があるかと思うんですが、そういった場合に居住地の自治体で住民票を移している、独立した世帯とみなすということになっておりますので、その世帯が対象であるかといった判断で支給をしていくことになっております。

◎委員（谷平敬子君） 子育て世帯の臨時特別給付金支給事業のところなんですけれども、年収が960万円の所得制限を設けずに10万円給付することなどは、国が容認する考えを示していますけれども、岩倉市では所得制限の撤廃の検討はなかったのでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） ご意見にございましたとおり、国は本給付金の制度設計の中で設けている所得制限につきまして、自治体独自の判断で撤廃する取組みを容認するというふうにご発言はございました。しかしながら、容認するとは申しまでも補助対象とするわけではなく、全額独自財源で実施するということを言ってございます。本市におきましては、国の補助金の対象となる制度設計に基づきまして所得制限を設けた中での支給というふうにさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

◎委員（梶谷規子君） すべての子どもではなくということで、除かれるのは岩倉ではどれくらいの人数になるのでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） おおよその人数でございますが、特例給付児童という部分と同じような割合で高校生世代のほうも割合としてですがあくまでも、計算させていただく中では概ね700名

程にはなるのかと。

◎委員長（黒川 武君） 関連で質疑ありましたら。

◎委員（片岡 健一郎君） 子育て世帯への特別給付金支給事業のなかでお伺いします。給付金の支給時期で、令和3年9月の児童手当の受給者のうち、公務員以外は12月27日に支給をする予定と説明資料にあります。公務員以外というところで質問したいんですけれども、公務員が除かれる理由というのを教えていただきたいと思います。岩倉市の公務員が除かれる理由を教えてください。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） この基準になる児童というところで、要件は支給対象児童、令和3年の9月分の児童手当を受給しているというところになります。

この児童手当につきましては、公務員を除いた方、一般という表現をさせていただきますと、それらの方は市町村から児童手当は支給いたします。これが児童手当法のなかで、いわゆる公務員につきましてはそれぞれ所属する省庁、岩倉市の職員の場合は岩倉市役所、春日井市であれば春日井市役所が出すということにはなるわけございまして、そうしますと、児童手当に関する振込先のデータであるとか、支給に必要な要件等はそれぞれの所属庁が持っているというところで、岩倉市役所の児童手当を担当する部署では持ち合わせておりませんので、その部分を申請をしていただくということになります。

申請の時にはいわゆる、所得制限、特例給付という言葉を使わせていただきますが、この児童手当の対象だよというのを所属庁に証明をしていただく際には、特例給付ではないという証明もしていただく必要があるわけですが、今ご質問にある、岩倉市の職員で岩倉市に住んでいる場合は、自庁内での連携をさせていただくということで、そのような添付書類は不要という形での扱いになりますが、申請ということは必要になるということで整理をしておりますのでよろしくお願いいたします。

◎委員長（黒川 武君） 委員長よりお諮りいたします。お昼の時間になりましたが、本議案が議了するまでこのまま続行したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

◎委員長（黒川 武君） ご異議なしと認め、そのように決しました。それでは引き続き質疑を行います。

◎副委員長（水野忠三君） 子育て世帯への臨時特別給付金支給事業に関連してお伺いをさせていただきます。今回のやつではなくて、前回のといいま

すか、今も走っていると思いますが、子育て世帯生活支援特別給付金という、児童一人あたり5万円のお話があったと思いますが、そちらのほうは児童手当受給者だけではなくて、例えば一人親世帯などの児童扶養手当の支給を受けている人であるとか、特別児童扶養手当受給者なども対象になっていたと思いますけれど、今回の支給対象者との違いについてお伺いしたいと思います。

◎委員長（黒川 武君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 今年度6月議会の補正におきまして子育て世帯の生活支援特別給付金のいわゆるその他世帯分というところの議決をいただいております。参考までに、一人親のほうはもう少し早くに議決をいただいております。生活支援特別給付金というところは、一人親のところと、一人親以外をその他世帯というふうに呼んで支給をさせていただいておりますが、その他世帯のところは高校生世代までと、特別児童扶養手当を受給している方というところが対象児童の範囲になってまいりますので、今回の高校生世代との比較でいきますと、特別児童扶養手当というのは20歳未満の障害をお持ちの方というふうになりますので、そういう意味だと19歳、20歳にあたる障害をお持ちの特別児童扶養手当を受けている方というところは、対象児童の範囲という意味ではそこが入っていないことになります。

ただ、少し申し上げさせていただきますと、対象児童はそうように差はありますけれども、支給要件というところで所得要件が、先の特別給付金は非課税世帯又は非課税相当額というところであったものが、今回の給付金は960万円相当という、いわゆる所得制限はあるところですが、通常の所得のある方も受けるということになっておりますので、支給対象者という意味でいけば、今回のほうが幅広い対象にはなるということでございます。

◎副委員長（水野忠三君） ありがとうございます。19歳、20歳手前の障害をお持ちの児童の方に対象にもれが生じるというのはちょっと残念だとは思いますが。

別の質問でございますけれども、この説明資料などで令和3年9月1日から令和4年3月31日までに出生した新生児の児童手当受給者というのがあると思いますが、この期間の中で出生されて、死産の場合は含まれないと思いますけれども、生きて生まれて、その後死亡した場合、この扱い、色々なパターンが考えられると思いますが、代表的なパターンで構いませんので、ど

ういう扱いになるかお伺いしたいと思います。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 少し、新生児の前に、通常の児童手当を受けていらっしゃる方と、高校生世代の方をまず申し上げますと、児童手当を受けていらっしゃる方は9月の児童手当を受けている方、高校生世代は9月30日の基準日に住所地にある方、これらの方は、この日以降にお亡くなりになられたとしても今回の給付金は支給の対象になります。

新生児におきましても、少し児童手当の制度になるんですけれども、当月にお生まれになられて当月中にお亡くなりになられた場合というのは児童手当の認定はされませんので、出生月と死亡月が同じ場合は、児童手当は支給されませんが、本給付金に関しましては死亡日より前に申請をして支給決定を受けていれば、支給日が死亡日より後になる場合でも給付はされるということにはなりますので、よろしく願いをいたします。

◎委員（梶谷規子君） 子育て世帯の臨時特別給付金の事業に今回の追加のほうは人件費が入っていないんですが、先の12月議会の補正であった会計年度任用職員2人分も含めて時間外勤務手当の1,667,000円の中でやれるということでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 今回、急きょ10万円にするということで、まさにこのタイミングのところは急な作業がずっと増えているところではございますが、2度目の支給をする通知案内というところは既に済んでいるというところを振り替えたという考え方でいけば、今回の中でやるということで人件費等の計上はさせていただいておりませんのでよろしく願いをいたします。

◎副委員長（水野忠三君） 子育て世帯へのほうのことについてもう1問お伺いをしたいと思います。支給対象者について児童手当受給者というふうに確定している場合は問題は特にないかとは思いますが、高校生世代などで、本則給付相当である者というような支給対象者の定めがあるかと思いますが家族で別居されている場合、例えば父親が主たる生計を支えていて、母親は養育していて、子どもと別に暮らしているというような場合については、どの方を基準にされるのでしょうか。要するに、支給地とかそういうことに関しての基準はどこになるのでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 基本は、制度は児童手当の制度に準じた制度設計になりますので、高校生世代におきましてもその児童を養育する主たる生計を持つ養育者ということになります。

今おっしゃられる別居監護という意味でいきますと、お父様とお子様の住

所が違うということになりますと、例えば住所を、住民票的なのを残したまま少し外の寮に行っているというのであれば、把握は出来るのですが、高校生のお子様自体が別の他府県に住所を移されてとなるとこちらでは住民票上は、お父様へのお知らせというのはなかなか難しいところがあります。そのような本当に特例の場合というところは広く周知、今回の制度につきましては日本全国で今、色々なお話が出ているところでございますので、高校生をお持ちの親御様からは当然問合わせもあるかとは思いますが、そのような時には丁寧には対応はしていきたいなとは考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

◎副委員長(水野忠三君) 質問ではないですが、例えば単身……

◎委員長(黒川 武君) 質疑の時間です。

◎副委員長(水野忠三君) 今のに関連して、単身赴任などをされていて、例えば父親が単身赴任をされていて、母親が家庭のほうにいらっしゃって、息子さんが高校生なので、全寮制のよその遠くの高校に入っているというふうに、分かれて暮らしている場合があるかと思っておりますので、その対応のほうについてはお願いをしたいと思います。

◎委員長(黒川 武君) 意見でよろしいですか。

◎副委員長(水野忠三君) はい。

◎委員長(黒川 武君) その他、質疑はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

◎委員長(黒川 武君) 以上で歳出についての質疑を終結します。

続いて、歳入についての質疑に入ります。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長(黒川 武君) ないようですので、歳入についての質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長(黒川 武君) 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長(黒川 武君) 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第97号「令和3年度岩倉市一般会計補正予算(第10号)」について、

賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（黒川 武君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第97号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案は議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、財務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。